

# 景観形成重要建造物等の指定制度

兵庫県が景観の形成等に関する条例に基づき、  
地域の景観の形成に重要な役割を果たしている  
建築物や樹木（樹木の集団） を指定する制度です。



八上小学校(第8次指定)



仁部家住宅(第14次指定)



但馬安国禅寺とドウダンツツジ(第15次指定)

## 指定されると…

● 指定されたことを示す銘板をお渡しします。

● 県からの支援

### ①助成

建造物の場合：維持管理のための工事費等に対して**最大330万円**

樹木の場合：樹木医の診断や治療等に係る費用に対して**最大30万円**

### ②アドバイザー派遣

維持管理のために専門家に相談することができます。

● 所有者の方等へ維持管理と届出手続のお願いをしています

### 維持管理

景観形成重要建造物等の所有者の方等（所有者、管理者、占有者）には、優れた景観が損なわれないよう適切な維持管理に努めていただきます。

### 届出手続

次のような行為をする際は、届出が必要です。

- ① 景観形成重要建造物の改築、増築、修繕、模様替え、色彩または意匠の変更、除却
- ② 景観形成重要樹木の移植、伐採

※ただし、通常管理行為（同色での外壁塗装、外壁の補修、樹木の剪定）、外観の変更を伴わない修繕（雨漏りの補修、内部のリフォーム等）、危険防止のための応急措置等は、届出不要です。



### 【お問い合わせ先】

制度に関すること：兵庫県まちづくり部都市政策課 景観まちづくり班 078-362-9299  
 支援に関すること：（公財）兵庫県まちづくり技術センター 078-367-1260